

一 広島市中区富士見町

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図1のとおり</p> <p>広島市中区基町九番から一三番まで、八丁堀七番から一六番まで、鉄砲町七番から一〇番まで、幟町七番から一五番まで、橋本町七番から一一番まで、銀山町、胡町、堀川町、立町、紙屋町一丁目及び二丁目、大手町一丁目一番から八番まで及び九番（別図1に示す部分に限る。）、大手町二丁目（別図1に示す部分に限る。）、大手町三丁目（別図1に示す部分に限る。）、大手町四丁目（別図1に示す部分に限る。）、本通、新天地、流川町、薬研堀、弥生町、東平塚町、西平塚町、田中町、三川町、袋町、中町、小町、富士見町、宝町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町、国泰寺町一丁目及び二丁目、東千田町一丁目及び二丁目、千田町一丁目、千田町二丁目（別図1に示す部分に限る。）、千田町三丁目一三番まで（別図1に示す部分に限る。）、</p> <p>広島市南区京橋町九番から一一番まで、金屋町二番から三番まで、六番から七番まで及び九番、稻荷町、松川町、比治山町、比治山本町一番から七番まで及び一二番から二〇番まで、比治山公園一番、二番、三番（別図1に示す部分に限る。）、四番、五番及び六番（別図1に示す部分に限る。）、皆実町一丁目九番及び一〇番、皆実町二丁目五番から七番まで及び八番（別図1に示す部分に限る。）、</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図1に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

# 広島市中区富士見町周辺

別図1



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

二 広島市中区上幟町

期間	対象地域
令和五年五月一八日から令和五年五月二二日まで	<p style="text-align: center;">別図2のとおり</p> <p>広島市中区白島北町一三番から一七番まで、白島中町一二番から一七番まで、白島九軒町六番から二五番まで、東白島町、西白島町一番から四番まで、七番から一三番まで及び一六番から二六番まで、基町一番から三番まで、七番から一三番まで、一八番から二一番まで及び二二番（別図2に示す部分に限る。）、上八丁堀、八丁堀、鉄砲町、上幟町、幟町、橋本町                      広島市東区牛田本町一丁目（別図2に示す部分に限る。）、牛田南一丁目、二葉の里一丁目から三丁目まで、上大須賀町、光が丘、光町一丁目六番から一五番まで、光町二丁目二番から一二番まで、若草町九番から一八番まで及び二〇番から二二番まで、愛宕町九番                      広島市南区大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、京橋町、的場町一丁目一番から六番まで、一〇番及び一一番、稻荷町一番、二番及び八番</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図2に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。


# 広島市中区上幟町周辺

別図2



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

三 広島市東区若草町

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図3のとおり</p> <p>広島市中区東白島町（別図3に示す部分に限る。）、上幟町、幟町、橋本町</p> <p>広島市東区牛田南一丁目（別図3に示す部分に限る。）、牛田南二丁目、二葉の里一丁目、二葉の里二丁目（別図3に示す部分に限る。）、二葉の里三丁目、上大須賀町、光が丘、山根町、光町一丁目及び二丁目、若草町、愛宕町、東蟹屋町、尾長西一丁目及び二丁目、尾長町、尾長東一丁目から三丁目まで、東山町、曙一丁目から五丁目まで、矢賀一丁目、矢賀新町一丁目</p> <p>広島市南区大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋一丁目から四丁目まで、南蟹屋一丁目及び二丁目、東駅町（別図3に示す部分に限る。）、大州二丁目、京橋町、的場町一丁目及び二丁目、金屋町、稻荷町（別図3に示す部分に限る。）、松川町（別図3に示す部分に限る。）、段原一丁目から四丁目まで、段原日出一丁目一番、段原日出二丁目一番</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図3に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す